



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
11月7日
第460号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)	1
滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例第35条の5第1項の規定による滋賀県営住宅駐車場の 使用料の額の一部改正(住宅課)	1
地方自治法に基づく指定納付受託者の指定(管理課)	2

○ 公 告

林業種苗法による生産事業者の登録変更公告(森林保全課)	2
大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課)	2
争議行為の通知公告(労働雇用政策課)	2
令和5年度職業訓練指導員試験合格者および一部合格者公告(労働雇用政策課)	3
県営土地改良事業変更計画決定公告(耕地課)	3

○ 環 境 事 務 所 告 示

土壤汚染対策法第11条第2項の規定による指定の解除(甲賀)	3
土壤汚染対策法第11条第2項の規定による一部の指定の解除(甲賀)	4

告 示

滋賀県告示第408号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和5年11月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
訪問看護ステーションココエ ル滋賀	彦根市小泉町333番地1	訪問看護	—	令和5.10.1

滋賀県告示第409号

令和5年滋賀県告示第34号(滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例第35条の5第1項の規定による滋賀県営住宅駐車場の使用料の額)の一部を次のように改正する。

令和5年11月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

表中

彦根市八坂町	八坂		2,500	」を
彦根市八坂町	八坂		2,500	
長浜市新庄寺町	新庄寺		2,500	」に

改める。

滋賀県告示第410号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者として次の者を指定した。

令和5年11月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定納付受託者の名称	指定納付受託者の事務所の所在地	指定年月日	指定納付受託者が納付事務の対象とする歳入等の種類
READYFOR株式会社	東京都千代田区一番町8 住友不動産一番町ビル7階	令和5.10.30	寄附金

公 告

林業種苗法による生産事業者の登録変更公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第13条第1項の規定に基づき次のとおり同法第16条第1項第3号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので、同法第16条第2項の規定に基づき公告する。

令和5年11月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

登録番号	生産事業者の氏名または名称	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
219	宮城定右衛門	生産事業の内容	幼苗の育成	幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	令和5.9.26

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和5年11月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 西松屋近江今津店 高島市今津町南新保字紐田510-1ほか
- 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
 - 変更前 株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄266-1 代表取締役 大村禎史
 - 変更後 株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄266-1 代表取締役 大村浩一
- 変更年月日 令和2年8月21日
- 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため
- 届出年月日 令和5年10月18日
- 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
高島市商工観光部商工振興課 高島市新旭町北畑565番地
 - 縦覧期間 令和5年11月7日から令和6年3月7日まで
- 意見書の提出期限および提出先
 - 提出期限 令和6年3月7日
 - 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

争議行為の通知公告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、滋賀民主医療機関労働組合執行委員長 山崎勇一から令和5年10月26日付けで2023年度秋闘要求に関し争議行為を行う旨の通知があったから、次のとおり公表する。

令和5年11月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 事件 滋賀民主医療機関労働組合と滋賀民主医療機関連合会に加盟する診療所および施設ならびに滋賀民主医療機関連合会法人連合(滋賀勤労者保健会およびしが医療生活協同組合)との間における争議行為
- 2 日時 令和5年11月8日以降要求貫徹に至るまでの期間
- 3 場所 滋賀民主医療機関連合会に加盟する事業所の構内または職場
- 4 概要 あらゆる形の争議行為を実施する。

令和5年度職業訓練指導員試験合格者および一部合格者公告

令和5年度職業訓練指導員試験の合格者受験番号および一部合格者受験番号は、次のとおりである。

令和5年11月7日

滋賀県知事 三日月 大造

1 職業訓練指導員試験合格者受験番号

職 種	合 格 者 受 験 番 号
溶 接 科	1
機 械 科	3
自 動 車 整 備 科	5 6 8 9 10 11
建 築 科	13
介 護 サ ー ビ ス 科	16

2 職業訓練指導員試験一部合格者受験番号

職 種	合 格 者 受 験 番 号
電 子 科	4

県営土地改良事業変更計画決定公告

県営尻無北部地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定に基づき土地改良事業計画を令和5年10月30日に変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年11月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営尻無北部地区土地改良事業(農業競争力強化農地整備事業)変更計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県東近江農業農村振興事務所田園振興課および東近江市農林水産部農村整備課
- 3 縦覧期間 令和5年11月7日から令和5年12月6日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和5年12月21日までに審査請求をすることができる。

環 境 事 務 所 告 示

滋賀県甲賀環境事務所告示第4号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、令和4年滋賀県甲賀環境事務所告示第1号により指定した形質変更時要届出区域の指定を解除する。

令和5年11月7日

滋賀県甲賀環境事務所長 青 木 純 一

- 1 指定を解除する区域の所在地 湖南市高松町2番1の一部
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壌溶出量基準(土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素およびその化合物

- 4 土壌含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 なし
- 5 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

滋賀県甲賀環境事務所告示第5号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、令和5年滋賀県甲賀環境事務所告示第3号により指定した形質変更時要届出区域の一部の指定を解除する。

令和5年11月7日

滋賀県甲賀環境事務所長 青 木 純 一

- 1 指定を解除する区域の所在地 湖南市高松町2番1の一部
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壌溶出量基準(土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 ^ひ砒素およびその化合物
- 4 土壌含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 なし
- 5 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)